出勤及び帰宅困難者への対応

【対応案】

**１　広域連携による帰宅困難者対策の推進**

　(1)「事業所における『一斉帰宅の抑制』対策ガイドライン」の改正

・前回提案した、通勤時間帯など発災時間別の事業所がとるべき基本ルールを盛

り込む（9月中）

(2)関西広域連合における取組み

①　帰宅困難者訓練の実施

・帰宅困難者が帰宅するまでの各機関が行うべき行動としてオペレーション

マップ・タイムライン（案）を作成。

・手順等を確認する図上訓練を実施（12～1月頃）。

②「帰宅支援に関するガイドライン」の策定

・帰宅困難者訓練の結果を踏まえ、徒歩帰宅ルート設定の考え方やバス等の代替

輸送による帰宅困難者等の搬送の考え方をとりまとめ（平成30年度中）。

**２　府域内企業における帰宅困難者対策の充実と災害対応力の強化**

広域の帰宅困難者ガイドラインに基づく具体的な取組みを推進していくとともに、

企業の実態調査等を踏まえ、企業の災害対応力を強化するため、経済団体等と官民

連携による体制を構築。

　　　・企業へ発災時間帯に応じた対応の働きかけや、ＢＣＰの策定推進など

**３　鉄道事業者等における運行再開情報等の発信**

・国土交通省では「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」

　　　を開催するなど、鉄道事業者における情報提供のあり方を検討中。

・府は、利用者自らが次の行動が判断できるよう、利用者視点での情報提供を要請。

・災害時に、鉄道事業者からの情報を受け、ホームページ（おおさか防災ネット）

やＳＮＳ（ツイッターなど）など、様々なツールを活用して情報発信を実施。

**４　ターミナル駅における行き場のない帰宅困難者への情報提供拠点**

・大阪市では、ターミナル駅に帰宅困難者が集中し混乱しないよう、避難誘導情報

や帰宅行動に資する情報を提供する拠点の設置、運営について、駅周辺の民間事

業者と協力体制の構築に向け検討中。

・併せて、一時滞在施設の確保に向け、引き続き、民間事業者に働きかけ。

（参考）関西広域連合の取組状況

資料２－２

○大規模災害発生時における帰宅困難者を対象とした府県・市を越えた広域的な帰宅

支援などの対策を検討するため、「帰宅支援に関する協議会」を設立。

委員：関西広域連合広域防災局、関西広域連合広域観光・文化振興局、滋賀県、京都府、

大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、内閣府、

国土交通省近畿地方整備局、国土交通省近畿運輸局、国土交通省神戸運輸監理部、

日本放送協会大阪放送局、電気通信事業者協会、西日本旅客鉄道、阪急電鉄、

近畿日本鉄道、阪神電気鉄道、南海電気鉄道、京阪電気鉄道、近畿バス団体協議会、

近畿旅客船協会、神戸旅客船協会、日本フランチャイズチェーン協会、

日本旅行業協会関西事務局

オブザーバー：福井県、三重県、鳥取県、関西経済連合会

○「災害時帰宅支援ステーション」の推進

コンビニ事業者や外食事業者等と、「災害時における帰宅困難者に対する支援

に関する協定」を締結し、災害時に徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう支援す

る仕組みを構築。

協定締結事業者：24社　11,810店舗（平成30年2月現在）

支援内容：水道水、トイレ、通行可能な道路情報の提供等

【前回提案】

１　企業・事業所に求める発災時間帯に応じた対応

■基本ルール（行動パターン）

（発災時間別）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ａ　通勤時間帯 | Ｂ　就業時間帯 | Ｃ　帰宅時間帯 |
| ・原則、従業員に自宅待機又は自宅に戻るよう指示。  ・ただし、通勤中で事業所に近い場合は、職場などで安全確保を指示。  ・災害対策や業務継続を行う上で必要不可欠な人員は除く。 | ・従業員に施設内待機を指示。  ・外出中の従業員は周辺の安全な場所で待機を指示。  ・来所者を施設内の待機スペースに誘導。  ＜現行ガイドライン＞ | ・原則、従業員に事業所待機又は事業所に戻るよう指示。  ・ただし、帰宅途中で、自宅に近い場合は、自宅などで安全確保を指示。 |

※　津波の避難指示等の発令時、津波浸水想定区域の事業所等は、浸水想定区域

外への避難を優先

　　■Ａ、Ｂの発災以降、しばらくしてから帰宅時間（Ｄ）を迎える場合

|  |  |
| --- | --- |
| 広域に被害が及ぶ場合 | 今回の地震の場合 |
| 周辺の被災状況や公共交通機関の運行状況等を把握し、従業員に施設内待機の指示を継続。 | 局所的な地震であり、公共交通機関もほぼ運行再開していたため、個々の対応とした。 |

２　行政の情報発信の充実・強化

　　・災害時に速やかな発信ができるよう予め定型文例を作成するほか、ホームページ

やＳＮＳなど様々なツールを活用して情報発信を実施。

・ツイッター等を活用し、情報発信を行う要員を府災害対策本部に配置。